

島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費
補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県社会福祉法人等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている社会福祉法人等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組に係る経費の一部を補助することにより、社会福祉法人等の経営を支援することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、社会福祉法人等が実施するエネルギーコスト削減を図るための設備更新又は機器導入等を交付の対象とし、対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助対象経費及び補助対象期間は次のとおりとする。

(1) 補助事業者

社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は日本赤十字社のいずれかの法人であって、島根県内において現に別表の右欄に掲げる社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）を運営している者（過去にこの補助金を受領して設備更新又は機器導入等を実施したことがある者を除く。）

(2) 補助対象経費

省エネルギー・省電力に資する設備更新費又は機器導入費（島根県内における別表の右欄に掲げる社会福祉施設等（病院及び診療所を除く。）において使用するものに係る経費に限り、単価100千円（税抜）未満のものを除く。）

(3) 補助対象期間

交付決定日から令和8年2月27日までとする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、第3条第2号に掲げる補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額と2,000千円とを比較して低いほうの額とする。ただし、これにより算定した額が200千円に満たない場合には、補助金の交付は行わないものとする。また、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金の交付額は、1補助事業者につき2,000千円を上限とする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500千円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により総務大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500千円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により総務大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に、様式第2号によるエネルギーコスト削減計画書その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（変更等承認申請手続）

第7条 補助事業者は、第5条第1号により補助事業の内容の変更（軽微なものを除く）をする場合、又は同条第2号により補助事業を中止若しくは廃止する場合には、あらかじめ様式第3号による補助事業計画変更等承認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、様式第4号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第5号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業が完了した日（第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日）から起算して1か月を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(仕入控除税額の報告)

第11条 補助事業者は、第5条第7号による仕入控除税額の報告を行う場合には、様式第6号を知事に提出するものとする。

(県内中小企業者への優先発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施にあたって、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）に基づき、県内に事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するように努めるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。

2 この要綱の改正の施行日の前日までに、改正前の要綱の規定によりなされた手続その

他の行為は、改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月23日から施行する。ただし、別表に掲げる社会福祉施設等のうち、就労選択支援のサービスを行う事業所については、令和7年10月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区 分	社会福祉施設等の内容
1. 高齢者福祉施設	(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく次のサービスを行う事業所 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス (2) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設 (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づくサービス付き高齢者向け住宅
2. 障がい福祉施設	(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次のサービスを行う事業所 施設入所支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）、療養介護、自立生活援助、共同生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく次のサービスを行う事業所 障害児入所施設等（福祉型）、障害児入所施設等（医療型）、障害児相談支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、児童発達支援、医療型児童発達支援
3. 児童福祉施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

※病院及び診療所を除く。